

自主的避難等対象区域（いわき市）において自動車整備事業等を営んでいた申立人について、顧客が避難したこと等により売上げが減少したとして、平成23年3月から平成27年5月までの営業損害（逸失利益。原発事故の影響割合は平成23年3月から平成26年5月まで6割、平成26年6月から平成27年5月まで4割。）の賠償が認められた事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### （1）損害項目

営業損害（逸失利益） 金702万8422円

#### （2）期間

期間：平成23年3月11日～平成27年5月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、702万8422円の支払い義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月3日

(仲介委員 牧野 義信)